

令和8年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日 令和8年4月1日現在の土地原簿記載地籍により賦課
- 窓口納付場所 JAてんどう本所、JA山形天神支店、本土地改良区事務所
- 振込振替 送金による振込金融機関口座に振込、指定された口座からの振替

賦課種別		令和8年度	令和7年度	比較増減	対象面積	付記
一般賦課金	一般管理費	6,000	5,000	+1,000	491.56ha	永年含
(経常賦課金)	維持管理費	4,000	3,500	+500	488.8ha	ほ場管理含
小計		10,000	8,500	+1,500		
特別賦課金	償還整備費	2,000	1,500	+500	488.8ha	
小計		2,000	1,500	+500		
総計		12,000	10,000	+2,000		

期別納期限

期別	賦課納期限	口座振替日	備考
第1期	7月31日(金)	7月27日(月)	前日まで口座残高の確認をお願いします。
第2期	9月30日(水)	9月28日(月)	口座振替賦課金領収書は発行しておりま
第3期	11月30日(月)	11月26日(木)	せん。必要な方はお問合せください。

令和8年度 農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法

(地区除外等処理規程による決済金算定基準)

決済金の額	10a単価	対象面積
賦課金等(当該年度含む)	該当額	全地区491.56ha
償還金等	21,956	全地区491.56ha
土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)	459,096	全地区491.56ha
県営土地改良事業に係る分担金	11,791	全地区491.56ha
合 計	492,843	

※県営ほ場整備事業区域外については、10a当り208,203円

1 土地改良区が徴収すべき金銭の額 (次の該当分の合計)

- (1) 賦課金等 ア 未納入賦課金等～該当する額 イ 特別徴収金～該当する額
- (2) 償還金等

償還金名	10a単価	対象面積
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	13,843	全地区491.56ha
R2災害復旧事業	8,113	全地区491.56ha
合 計	21,956	

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)

土地改良区営土地改良事業に係る事業費	10a単価	対象面積
決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費	459,096	全地区491.56ha
県営ほ場整備事業区域外に係る土地の維持管理費	174,456	全地区491.56ha

(4) 県営土地改良事業に係る分担金 (定款25条に規定する負担額)～該当する額

事業名	10a単価	対象面積
県営水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)	11,791	全地区491.56ha

2 土地改良区が支払うべき金銭の額 ～ 過誤納賦課金等該当金額

- 賦課期日 令和8年4月1日現在の土地原簿記載面積により決済する。
- 徴収期限等 農地転用等地区除外申請の許可のあった日から10日以内に徴収するものとする。
ただし、公共事業等の徴収時期については、理事会で別に定める。
- 徴収方法 三郷堰土地改良区理事長の発行する決済金納入通知書により徴収する。